

「障がい児者への性暴力」 これまでの経緯

法務省

- 2017年6月 「刑法の一部を改正する法律」に3年後を目途に「必要があれば所要の措置を講ずる」という附則が盛り込まれる
- 2018年4月 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が設置される
- 2019年9月 ワーキンググループで障がい児者への性暴力に関するヒアリングが実施される
- 2020年3月 ワーキンググループの取りまとめ報告書にて、障がい児者への性犯罪に関する調査結果が公開される。
- 2020年5月 性犯罪に関する刑事法検討会が設置される
- 2021年5月 検討会の取りまとめ報告書に「障害を有する者を被害者とする罰則の在り方に関する議論」が掲載される
- 2021年10月 法制審議会－刑事法(性犯罪関係)部会が設置される

政府与党

- 2020年6月 自民党政務調査会「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言」に、「障害者など弱い立場に置かれた者が、その脆弱さや環境ゆえに被害に遭い、被害申告や証言が難しいため適切な処罰が行われないことはあってはならない」として、「刑事法の検討」「被害者支援」等の観点を含んだ「強化方針」策定の必要性が謳われる
- 2020年6月 政府「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に、障がいのある性犯罪被害者への「代表者聴取の取組の拡大」「特性や対応についての研修」「多様なコミュニケーション方法の確保」「実態についての把握のための取組」等が盛り込まれる
- 2021年3月 「第4次犯罪被害者等基本計画」に、障がいのある犯罪被害者への施策として「支援体制の充実」「警察学校等における研修」「実態調査・分析」等が明記される
- 2021年4月 障がいのある性犯罪被害者に対する代理人聴取が試行実施される

特定非営利活動法人 しあわせなみだ

理事長 中野宏美

<http://shiwassenamida.org/>
info@shiwassenamida.org

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

協力：高祖常子（株式会社ブライト・ウェイ） / 坂本真一郎（クオルデザイン）

発行：2022年3月

「障がいを知りうる
立場に乗じた性犯罪」
処罰規定創設を



誰一人
取り残さない
刑法性犯罪見直しを



障がいのある 性犯罪被害者に 関する要望

要望 法制審議会諮問

1

第十七号第一の一を踏まえ
刑法第七十八条に「障がい」の概念を
追加してください

- 障がい特性によっては、抵抗の意志の示し方が、刑法第七十八条が求める「抗拒不能」や「暴行脅迫」とは異なります。
- 刑法第七十八条が規定する「準強制性交等」「準強制わいせつ」の要件に、「障がい」の概念を追加してください。

※刑法が施行された明治40年には、障害者手帳はありませんでした。

※「障がいの概念を含む」とされる、刑法第七十八条等の「心神喪失」という用語は、国連から「侮蔑的である」と指摘を受けています。

要望 法制審議会諮問第十七号第一の三を踏まえ

2

「相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる
性交等及びわいせつな行為に係る罪」として
「障がいを知りうる立場に乗じた性犯罪」を創設してください

- 被害者に障がいがある場合、「それが性犯罪である」と理解できても、「性犯罪から逃れるための知識・手段・時間」は、圧倒的に不利であり、脆弱な状況に置かれます。
- 障がいのある人は、18歳を超えても、刑法第七十九条が定める「監護者」と同等の、生活を共にし、身の回りの世話をする者が存在します。「生命維持」や「生活維持」に影響力がある者からの性的接触を断ることは、命の危険や生活の危機に直結します。
- 被害者の「障がい」という「脆弱性」に加え、「監護者」同等の「地位・関係性」を利用して行われる性交等及びわいせつな行為について、罪を創設してください。

要望 3 刑法性犯罪の運用における、 「障がい特性を踏まえた対応」を明記してください

- 被害者に障がいがある場合、「性犯罪に対する認識が困難であること」「逃れる方法に制限があること」「司法が求める抵抗の立証が困難であること」等を踏まえ、適切に対応していくことを、附則、附帯決議、通知、通達等に明記してください。

刑法(抜粋)

- 第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪
(強制わいせつ)
- 第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
(強制性交等)
- 第七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。
(準強制わいせつ及び準強制性交等)
- 第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。
2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。
(監護者わいせつ及び監護者性交等)
- 第七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。
2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第七十七条の例による。

法制審議会諮問第十七号(抜粋)

近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると思われるので、左記の事項を始め、法整備の在り方について、御意見を承りたい。

第一

相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備

- 一 刑法第七十六条前段及び第七十七条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第七十八条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること。
- 三 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること。

「障がい児者への性暴力」に関するアンケート調査

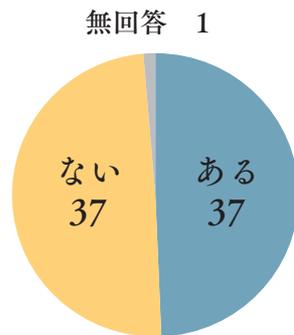
〔調査期間ならびに対象〕

「見えづらい暴力を可視化する事業」動画視聴者

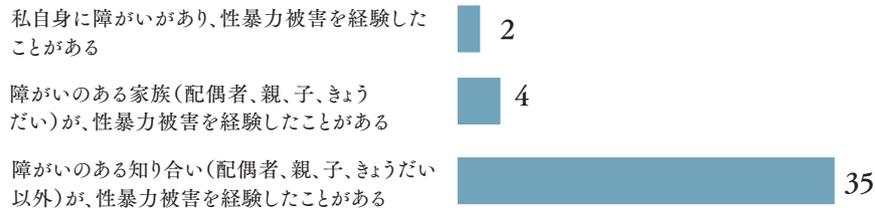
2021年6月20日～2021年7月19日配信 「なかったことにされる性暴力」視聴申込者	137名	2021年8月1日～2021年8月31日配信 「正しいと思いきまされる性暴力」視聴申込者	213名
2021年9月5日～2021年10月4日配信 「子どもを商品化する暴力」視聴申込者	155名	2021年10月3日～2021年11月2日配信 「“見て見ぬフリ”という名の暴力」視聴申込者	75名

Q あなたは、障がいのある人から、性暴力被害を経験した話を聞いたことがありますか。

2021年10月3日～11月2日配信「“見て見ぬフリ”という名の暴力」視聴申込者75名中



>> それほどどのような被害でしたか(いくつでも○を)



Q あなたは、以下の状況は「性暴力」だと思いますか。

◎ 暴行・脅迫的要素が ある 事例 (137名中)

身体に障がいのある20代の人が、施設職員と外出中、「断ったら、この場で支援を終了する」と言われ、やむなく胸を触られた。

知的に障がいのある20代の人が、施設職員から「言うことをきかなければ親に報告する」と言われ、やむなくキスをさせられた。

精神科病院に入院している20代の方が、医師から「言うことをきかなければ、薬を出さない」と言われ、やむなく性行為に応じた。



2021年6月20日～2021年7月19日配信「なかったことにされる性暴力」視聴申込者137名

◎ 暴行・脅迫的要素が ない 事例 (213名中)

身体に障がいのある20代の人が、施設職員から、排泄介助の時に性器を触られた。止めてほしかったが、介助が断られると困るので、抵抗しなかった。

知的に障がいのある20代の人が、施設職員に「もっと仲良くしよう」と言われ、性行為に応じた。知的にハンディがあるため、「もっと仲良く」が、性行為を意味することを、理解できなかった。

精神科病院に入院している20代の方が、医師による診察の際、「治療効果を高めるためには、信頼関係が必要」と言われ、キスをさせられた。治療には必要ないと思ったが、退院させられると困るので、指示に従った。

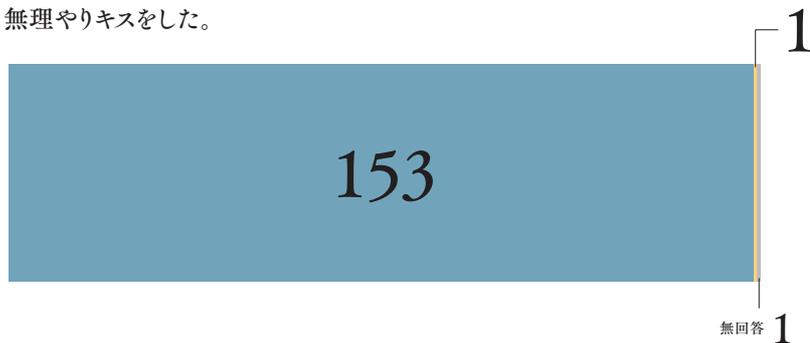


2021年8月1日～2021年8月31日配信「正しいと思いきまされる性暴力」視聴申込者213名

Q どちらの行為のほうが、 加害者の責任が重いと考えますか

■ 障害者施設職員が自分の施設に入居する身体障害のある人に、無理やりキスをした

■ 会社員が、通勤で見かけた身体障害のある人に、無理やりキスをした。



2021年9月5日～2021年10月4日配信「子どもを商品化する暴力」視聴申込者155名

■ 特別支援学校の教師が、自分の生徒である知的障害のある子どもを、無理やりホテルに連れ込み性行為をした。

■ 会社員が、通勤で見かけた知的障害のある子どもを、無理やりホテルに連れ込み性行為をした。



2021年9月5日～2021年10月4日配信「子どもを商品化する暴力」視聴申込者155名

■ 精神科医が、自分の患者である精神障害のある人の、胸を無理やり触った。

■ 会社員が、通勤で精神障害のある人の、胸を無理やり触った。



2021年9月5日～2021年10月4日配信「子どもを商品化する暴力」視聴申込者155名



「障害児者への性暴力」に関するアンケート調査へのコメント

東洋大学社会学部社会福祉学科助教
岩田千亜紀

2020年6月、政府は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定めました。性犯罪・性暴力の根絶は、喫緊の課題です。誰もが性暴力の被害者になりえますが、特に障害児者には、そうでない人たちと比較して、性暴力に遭うリスクが高まっているといわれます。しかし、障害児者への性暴力に関する調査は少なく、実態は明らかになっていません。その意味で、この「障害児者への性暴力」に関するアンケート調査において、累計で580名もの市民の意見を可視化できたことは、大きな意義があると考えます。

このアンケートの設問1では、回答者のうち約半数が、障害のある人から性暴力被害を経験した話を聞いたことが「ある」、残り半数が「ない」と回答しました。回答者の属性は不明ですが、身近に障害のある知り合いから性暴力被害の話を聞いたことがあるという回答が半数に上ったことから、障害のある人は性暴力被害に遭うリスクが高いという実態がうかがえます。

設問2では、障害者への性被害に関して、暴行・脅迫的要素がある場合とない場合の両方について、ほぼ100%の回答者が「性暴力だと思う」に回答しました。現行の刑法における性犯罪規定では、暴行・脅迫要件がある場合を性犯罪と規定しています。しかし、このアンケート結果から、

暴行・脅迫要件の有無に拘わらず、障害者への性被害は「性暴力」として規定すべきであると市民が考えていることが示唆されます。

設問3では、障害のある人への性被害に関して、施設職員や教師、医師といった障害を知りうる立場にある人の方が、そうでない加害者よりも加害責任が重いと回答した人がほぼ100%となりました。このことから、回答した市民のほとんどは、障害を知りうる立場にある人の性暴力については、相応の量刑が必要であると考えていると言えます。

今回のアンケート調査への回答者は、「見えない暴力を可視化する事業」の動画視聴者に限られており、性暴力被害などについての関心が高い人がより多く回答した可能性があります。そのため、この調査結果を一般化することはできません。しかし、今回の調査結果から、このアンケートに回答した市民は、障害者への性暴力は犯罪であり、加害者への量刑を課すべきであると認識していることがうかがえました。一方、現行の刑法では、障害のある被害者の訴えは多くの場合、司法上「無かったこと」にされ、加害者は処罰を免れています。そのため、障害特性を踏まえた刑法性犯罪規定を新たに設けるなど、刑法の改正を行うことが必要であると考えます。

2022年4月以降、法政大学現代福祉学部助教
岩田千亜紀「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」『東洋大学社会学部紀要』55(1), 43-55, 2018.



「障がい児者への性暴力」に関する調査

調査1

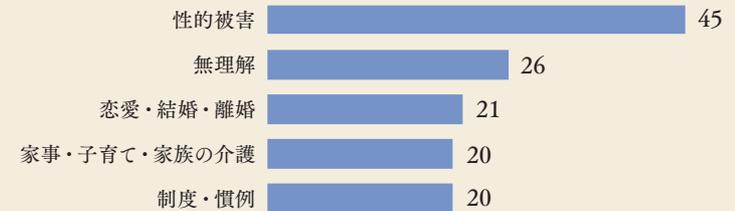


DPI女性障害者
ネットワーク

「障害のある女性の生活の困難 —人生の中で出会う複合的な生きにくさとは— 複合差別実態調査報告書」

調査期間 2011年5月～2011年11月 回答者 障がい女性87人

Q1 「障害があり女性であるために生きにくいと感じたこと」 (複数回答、グラフは上位5項目)



通所授産施設に通う送迎バスで、「乗り降りは自分で出来ます」と断っているのに、男性スタッフが毎日身体に触って介助を行った。

(40歳代 精神・知的障害)

マッサージ師として働く職場で休憩中、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた。白衣をめくられて下着に触られた事もある。

(40歳代 視覚障害)

母の恋人から性的虐待を受けた。母の恋人が、私のお風呂介護をして胸等をさわられ、非常に辛い思いをした。母にその事を言うが、信じてもらえず最悪だった。

(30歳代 肢体不自由)

義兄からセクシャルハラスメントを受けたが誰にも言えない。自分は自立できず家を出られないし、家族を壊せないから。あまりに屈辱で言葉にできないから。

(50歳代 視覚障害)

子供のころから夜盲で、屋外にある家のトイレに夕方以降付き添いが必要だった。兄が付き添いするとき、暗がりでも後ろから抱きつき、羽交い絞めにして自分の陰部を押し付けてきた。混乱して抵抗できなかった。口止めされたが母に訴えた。しかし「そんなことを言うお前こそいやらしい」と言われ絶望した。悩んだ末、夜はトイレを我慢するか深夜に屋外で用を足した。兄は、高校から帰宅のバス停に迎えに来るときも同じ行為をした。夜盲であることは弱みだと思い、人に話せなかった。背後から男性の声がすると震える。

(60歳代 視覚障害)

大学の実習施設で、男性職員によって男性実習生と部屋に2人だけにさせられた。その場は逃れたが、男性職員から「お膳立てしてやったのに、なぜ逃げた」と言われた。

(50歳代 視覚障害)

調査2

「視覚障害者女性に向けた 性被害実態調査アンケート」(抜粋)



一般社団法人
日本視覚障がい者美容協会

調査期間 2021年11月16日～2021年11月30日 回答者 視覚に障がいがある女性68人

Q1 視覚障害に乗じたと考えられる状況で、性的な嫌がらせを受けたり、性的に不快な思いをしたりするなど性的な被害に遭われたことはありますか。



Q2 性的な嫌がらせや、性的に不快な思いをした経験は、一度でしたか。それとも、これまで複数回ありましたか。複数回あった場合は、頻度を教えてください。



Q3 それは、どのような被害でしたか。(複数回答可)



Q4 被害を相談した際、目が不自由なことによって困難だと感じたことがあれば教えてください。(一部抜粋)

- ・加害者の容姿が分からず、説明が難しかった。
- ・相手の容姿が見えなかったから説明出来なかった。警察に伝えたが、視覚障害=目が見えない、ということ自体が理解できないようだった。
- ・直後に交番に被害届を出したが、警察官から「目が見えないんだから、おとなしく家にいなさい。外出するんじゃない。」と逆に注意されてしまいショックだった。

調査3

「障がい児者への性暴力調査」



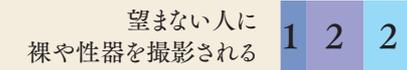
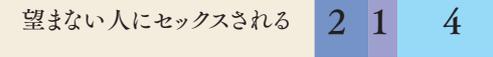
NPO法人
しあわせなみだ

調査期間 2018年3月1日～3月31日 回答者 発達障害当事者のフリースペース Necco通所者32人 (うち開所日は26日)

Q1 あなたは以下の行為を経験したことはありますか (それぞれについて1つに○)

※「望まない人」には、他人だけでなく、友人、家族、親戚、夫、パートナーなど、顔見知りの方も含めます

■ 何度もある ■ 数回ある ■ 1回ある



・「そんなつもりはなかったのに、無理やり付き合わされてしまった」とか。「ひどい目に遭った」とか、「騙された」とかね、そう言ってくることもあるんですね。

・体のあちこちを測るふりをして色々触られて、パンツの中に、手を入れられたりして、それでどこか行っちゃったんですけど。「今の何だったんだろう」という感じがすごくあって。

・そのことを思い返すたびに、「なんで私って、ちゃんと分らなかったんだろう」というのをずっと思っていて、そのたびに「自分がダメな子だ」というふうな思っていたから。今思うと、挿入されたわけではなかったかもしれないけど、でもほとんど変わらないくらいの体験なんです。

